ハ～チ　（略）
（削る）
リ・ヌ　（略）
（削る）
ル　（略）
（削る）
ヲ　（略）

六　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ・ニ　（略）
ホ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ヘ～チ　（略）
（削る）
リ　（略）
（削る）
ヌ　（略）
（削る）
ル　（略）

七　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）
ハ～リ　（略）
（削る）
ヌ・ル　（略）
（削る）
ヲ　（略）
（削る）
ワ　（略）

（法第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意）

第十七条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ～チ　（略）
リ　当該事業に係る資産の状況
ヌ・ル　（略）
ヲ　当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
（略）
カ　役員の氏名、生年月日及び住所
ヨ　（略）

六　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ・ニ　（略）
ホ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～チ　（略）
リ　当該事業に係る資産の状況
ヌ　（略）
ル　当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
ヲ　（略）
ワ　役員の氏名、生年月日及び住所
カ　（略）

七　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ～リ　（略）
ヌ　当該事業に係る資産の状況
ル・ヲ　（略）
ワ　当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
カ　（略）
ヨ　役員の氏名、生年月日及び住所
タ　（略）

（法第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意）

第十七条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等